

## 最高解約返戻率による区分

(区分) 最高解約返戻率	資産計上期間		取崩期間	
		経理処理		経理処理
50%以下	資産計上不要(期間の経過に応じて損金算入)			
50%超70%以下※1	保険期間の前半 40%相当期間	当期分保険料のうち、 ・資産計上:40% ・損金算入:60%	保険期間の75%相当期間 経過後から保険期間 終了日まで	当期分保険料を全額損金算入するとともに、資産計上期間に資産計上した金額の累計額を取崩期間で均等割りし、その事業年度に対応する金額を損金算入
70%超85%以下		当期分保険料のうち、 ・資産計上:60% ・損金算入:40%		
85%超	保険期間開始日から最高解約返戻率となる期間の終了日まで※2  (注)資産計上期間が5年未満の場合は、5年(保険期間が10年未満の場合は、保険期間の50%相当期間)	■1～10年目 ・資産計上: 当期分保険料×最高解約返戻率×90% ・損金算入: 当期分保険料－資産計上額 ■11年目以降 ・資産計上: 当期分保険料×最高解約返戻率×70% ・損金算入: 当期分保険料－資産計上額	解約返戻金が最高額となる期間※3経過後から保険期間終了日まで	

●「資産計上期間」と「取崩期間」の間の期間は、当期分保険料を全額損金算入します(事業年度に資産計上期間と取崩期間がない場合)。

※1 年換算保険料相当額(保険料総額÷保険期間)が30万円以下の場合、最高解約返戻率50%以下と同様の取扱いとなります。

なお、同一被保険者で複数の保険契約を保有する場合、それぞれの年換算保険料相当額を合算して算定します。

※2 最高解約返戻率となる期間経過後であっても、増加する解約返戻金の割合「(当年の解約返戻金－前年の解約返戻金)／年換算保険料」が70%超となる場合には、その超えることとなる最も遅い期間の終了日まで資産計上期間が継続します。なお年換算保険料とは、保険料総額÷保険期間となります。

※3 解約返戻金が最高額になる期間が複数ある場合には、その最も遅い期間経過後から保険期間終了日までとなります。また、上記表の資産計上期間の(注)に該当する場合は、その(注)による資産計上期間経過後から保険期間の終了日までとなります。

\* 当期分保険料とは、支払った保険料のうちその事業年度に対応する部分の金額をいいます。なお、短期払における当期分保険料は、「年間保険料×保険料払込期間÷保険期間」で算出した額のうちその事業年度に対応する部分の金額をいいます。終身保障タイプの第三分野保険の保険期間は「116歳－契約年齢」で計算します。

当資料はお客さまへの保険募集には使用できません。

話法例はあくまでも参考であり、全ての内容の説明を行っているものではありません。

税理士法に抵触する行為は厳禁。個別具体的な相談は税理士等専門家に依頼してください。